

日本QA研究会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は、日本QA研究会 (Japan Society of Quality Assurance ; JSQA) と称する。

(目的)

第2条 本会は、医薬品、農薬、化学物質、食品、医療機器、動物用医薬品、飼料添加物等の開発における安全性試験、臨床試験等の品質、信頼性を保証するために、GLPとGCPの品質および信頼性保証業務関係者の知識および技術レベルの向上、発展を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために以下の事業を行う。

- (1) 研究会、講習会等の開催
- (2) 関係官庁、関係団体との交流
- (3) 関係行政機関からの情報収集と会員への情報提供
- (4) 海外関連機関との交流および海外情報の収集と会員への情報提供
- (5) 収集情報、研究成果に基づく資料等の発行
- (6) その他本会の目的達成に必要な事項

(事務所)

第4条 本会は、事務局活動を円滑に行うために事務所を置く。

(支部)

第5条 本会の地域活動を活性化するために、支部を置くことができる。

第2章 会員

(会員)

第6条 会員は、GLPとGCPの品質および信頼性保証業務の関係者ならびに関心のある者とする。

2 会員は、法人会員（法人代表会員および法人一般会員）、個人会員、特別会員、名誉会員とする。

3 賛助会費を納入した法人が支援する会員を法人会員とする。法人会員のうち、法人代表会員は、GLPとGCPの部会別に賛助会費を納入した法人を代表する者各1名とする。

法人一般会員は、その他の者とする。

- 4 個人会員は、法人会員になることが困難な大学関係者、海外からの希望者、当会の元会員で法人企業を退職したもの等で、役員会が認めた個人とする。
- 5 特別会員は、本会の活動について助言を求めるため、役員会の議を経て会長が委嘱した者とする。
- 6 名誉会員は、本会の発展に特に功績のあった会員で、役員会により推薦され総会により承認された者とする。
- 7 選挙権および議決権を有する者は、法人代表会員とする。

(入会)

第7条 本会に入会を希望する者は、入会申込書を提出し、役員会の承認を得なければならない。

(会費)

第8条 会費は、年会費として賛助会費および個人会費を別に定める。法人代表会員は、賛助会費および個人会費を納入する。

法人一般会員および個人会員は、個人会費を納入する。

(退会)

第9条 会員は、退会しようとするとき、及び会員の資格を喪失したときは変更・退会届書を提出しなければならない。

- 2 会費を該当年度に納付しなかったときは、退会したものとみなす。

第3章 役員および監事

(役員の構成)

第10条 本会を運営するために、次の役員を置く。

- | | |
|------------|-------------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 各部会からそれぞれ1名 |
| (3) その他の役員 | 各部会からそれぞれ3名 |

(役員)

第11条 役員は、法人会員および個人会員の中から選出される。

部会で選出された役員候補者について、各部会法人代表会員の選挙によりそれぞれ4名を選出し、総会に報告する。ただし、候補者数が定員と同数の場合は選挙は行わないものとする。

役員は、役員会、委員会および部会幹事会を通じて本会業務の円滑な運営を図る。

- 2 会長は、次のいずれかにより選出される。

- (1) 役員の中から選出する場合は、役員の間選による。
 - (2) 会員以外から選出する場合は、会長候補者を役員会が選出し、総会の承認を得る。
なお、この場合、会長の会費は免責される。
- 3 部会長は、部会の役員の間選により選出する。部会長は副会長を兼務する。

(会長)

第 12 条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

(副会長)

第 13 条 副会長は、会長を補佐し必要に応じて会長の職務を代行する。

(役員の間選)

第 14 条 役員の間選は 1 期 2 ヶ年とするが、連続して 2 期まで再任できる。

- 2 役員に欠員が生じたときは、部会幹事会で補欠選任する。ただし、補欠選任された役員の間選は、前任者の残任期間とする。残任期間が 1 年を超える場合は 1 期とする。
- 3 会員以外から選出された会長の任期間は 1 期 2 ヶ年とし、本条第 1 項に関係なく再任を可とする。

(監事)

第 15 条 監事は、各部会から 1 名選出、総会に報告する。

監事は本会の業務を監査する。

- 2 監事に欠員が生じたときは、部会幹事会で補欠選任する。ただし、補欠選任された監事の間選は、前任者の残任期間とする。残任期間が 1 年を超える場合は 1 期とする。
- 3 監事の間選は 1 期 2 ヶ年とするが、連続して 2 期まで再任できる。

第 4 章 会議

(総会)

第 16 条 総会は、法人代表会員によって構成され、会長が招集する。

- 2 総会は、定例総会および臨時総会とする。
- 3 定例総会は、毎年 1 回開催する。
- 4 臨時総会は、必要の都度会長が招集する。
- 5 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 事業計画および予算
- (2) 事業報告および決算
- (3) 会則の変更
- (4) 会費の改定
- (5) 解散

(6) その他上記に準ずる重要事項

- 6 総会の議長は会長もしくは会長の指名した者が務める。
- 7 総会は、法人代表会員の過半数の出席により成立する。ただし、総会に出席できない場合は、委任状によって出席に換えることができる。
- 8 総会の議事は、別条に定める場合を除き、出席した法人代表会員および法人代表会員が代理人と定めた法人一般会員の過半数で議決するものとする。

(役員会)

第 17 条 役員会は、会長、副会長およびその他の役員により構成する。

- 2 役員会は、会長が招集し、年 4 回以上開催する。
- 3 役員会は、役員過半数の出席をもって成立する。
- 4 役員会は別条に定めのあるもののほか、次の事項について議決する。
 - (1) 総会に提出すべき議案
 - (2) 各種委員会の正副委員長
 - (3) 各種委員会の提案事項
 - (4) 本会業務の処理に必要な規則の作成、改廃
 - (5) 本会業務の執行に関する事項
 - (6) その他会長が必要と認めた事項
- 5 役員会の議事は、出席役員過半数で議決するものとする。
- 6 監事は役員会に出席して意見を述べるができる。ただし、議決権はない。
- 7 役員会は、議題の必要性に応じて名誉会員、特別会員、委員会委員長、事務局長などの出席を求める。ただし、議決権はない。

第 5 章 委員会、部会、分科会 及び課題研究グループ

(委員会)

第 18 条 役員会は、本会の目的を効果的に達成するため、また本会の運営を円滑に且つ効率よく行うために常設委員会を置く。

- (1) 総務委員会
 - (2) 財務委員会
 - (3) 編集委員会
 - (4) 行事委員会
 - (5) 教育委員会
 - (6) 国際委員会
 - (7) 情報委員会
- 2 常設委員会の活動は、役員会に報告し承認を得る。
 - 3 常設委員会の構成および運営については規則で定める。

- 4 役員会は、特定の問題解決のため非常設の委員会（小委員会）を置くことができる。非常設委員会は検討結果を役員会に報告し、承認を得る。

（部会および分科会）

第 19 条 本会の主目的である研究活動を円滑に運営するために次の部会を置く。

（ 1 ） G L P 部会

（ 2 ） G C P 部会

- 2 部長は部会幹事に諮り、課題研究の推進、管理を効率的に行うため、課題研究グループを適切な単位にまとめた分科会を置く。

分科会長の選出は分科会員の互選による。

- 3 部会は、各部会毎に部長、その他の役員、分科会長および課題研究グループ幹事で構成する部会幹事で運営する。

- 4 役員会は、臨時の特別部会を置くことができる。

- 5 部会の構成および運営については規則で定める。

（課題研究グループ）

第 20 条 本会の目的とする研究活動を行うために研究課題を設定し、課題毎に課題研究グループを置く。

- 2 研究課題は部会幹事で設定し、役員会の承認を得る。

- 3 部会または分科会横断的な研究課題、あるいは特定課題のためのグループを置くことができる。

第 6 章 会計

（会計）

第 21 条 本会の運営に要する費用は、会員の年会費、臨時会費および寄付その他の諸収入をもってこれに当てる。

（会計年度および事業年度）

第 22 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。ただし、事業年度は 2 年間とする。

（事業計画および予算）

第 23 条 本会の事業計画および予算は、会長が役員会の議を経てこれを作成し、総会の承認を得なければならない。

（事業報告および決算）

第 24 条 本会の事業報告および決算は、会長が役員会の議を経てこれを作成し、監事の監

査を受け、総会の承認を得なければならない。

第7章 会則の変更および解散

(会則の変更)

第25条 会則の変更は、総会において出席した法人代表会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(解散)

第26条 本会を解散するには、総会において出席した法人代表会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

第8章 事務局

(事務局)

第27条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局の運営は、事務局長および事務局員が行う。
- 3 事務局は、会の庶務事項、広報、会計業務を行う。
- 4 事務局の業務内容については規則に定める。

第9章 雑則

(雑則)

第28条 会則の運用細目を規定するため、諸規則を定める。

- 2 諸規則は役員会の議を経て会長が定める。

- 附則1 平成 4年2月 6日制定
- 附則2 平成 5年3月 4日改定
- 附則3 平成 6年3月15日改定
- 附則4 平成 7年3月 2日改定
- 附則5 平成 8年2月29日改定
- 附則6 平成10年3月19日改定
- 附則7 平成11年6月 3日改定
- 附則8 平成12年3月15日改定
- 附則9 平成13年5月31日改定
- 附則10 平成14年5月31日改定
- 附則11 平成17年6月 2日改定